

様式 1 (第 5 条関係)

大阪市マンション管理適正化指針に関する管理計画確認書

大阪市長 様

申請者 氏名

この確認書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. マンション基本情報

マンション名：  
所在地：  
用途：□住宅のみ □住宅及び非住宅（複合用途）

2. 大規模修繕工事（「実施している場合」又は「竣工後 15 年未満かつ長期修繕計画で大規模修繕工事時期が未到来の場合」は☑）

□ 長期修繕計画に基づき、計画的に実施している

3. 大阪市マンション管理支援機構（登録している場合は☑）

□ 登録している

4. 防災対策（ア・イ欄の両方に☑が必要）

ア	(次のいずれかに☑) □ 年 1 回以上の防災訓練を実施している □ (特定防火対象物の場合) 年 2 回以上の防災訓練を実施している
イ	次のいずれかの防災対策を講じている（1つ以上に☑） □ 災害時の避難場所の周知 □ 災害対応マニュアル等の作成・配布 □ ハザードマップ等防災・災害対策に関する情報の収集・周知 □ 災害時に必要となる道具・備品・非常食糧の備蓄 □ 高齢者等が入居する住戸を記した防災用名簿の作成 □ 災害発生時における居住者の安否確認体制の整備 □ 災害発生時における被害状況・復旧見通しに関する情報の収集・提供体制の整備

5. 耐震診断の実施状況等（ウ・エ欄のいずれかに☑が必要）

ウ	□ 昭和 56 年 6 月 1 日以後に新築の工事に着手している	
エ	□ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手している	
	□・耐震診断を実施 ・耐震性を満たしている	□・耐震診断を実施 ・耐震性が不足 ・耐震改修や建替え等について、管理組合で議論をしている

様式3（第7条関係）

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 月 日

大阪市長様

認定管理者等 住所  
氏名

次の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、大阪市マンション管理計画の認定等に関する要綱第7条の規定に基づき申し出ます。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入下さい。）

3. 認定に係るマンションの位置

4. 理由

（注意）

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定通知書を添付してください。ただし、変更認定を受けた場合は、変更認定通知書も添付してください。

様式4（第8条関係）

大阪市指令都整住第　　号  
年　月　日

様

大阪市長

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

次の申請にかかるマンション管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14に規定する基準に適合しないため、同条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

1. 申請年月日　　年　月　日

2. 申請に係るマンションの位置

3. 理　　由

（注意）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式 6 (第 10 条関係)

大都整住第 号  
年 月 日

様

大阪市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 18 に基づく報告について (依頼)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 18 の規定に基づき、次のとおり管理の状況について報告を求めます。

記

### 1. 報告を求めるマンション

(1) 認定番号 第 号

(2) 認定年月日 年 月 日

(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)

(3) 認定に係るマンションの位置

### 2. 報告を求める内容

### 3. 報告を求める理由

### 4. 提出期限及び報告先等

(1) 提出期限 :

(2) 報告先 : 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市都市整備局企画部住宅政策課 (住宅政策グループ)

(注意)

1 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

様式 7 (第 10 条関係)

管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書

年 月 日

大阪市長 様

認定管理者等 住 所  
氏 名  
電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 18 の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、次のとおり報告します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

(変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入下さい。)

3. 認定に係るマンションの位置

4. 報告の内容

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 大阪市より報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入して下さい。
- 3 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

## 様式8（第11条関係）

大阪市指令都整住第　　号  
年　月　日

様

大阪市長

### 認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の19の規定に基づき、次のとおり改善の措置を命じます。

記

#### 1. 改善の措置を命ずるマンション

（1）認定番号　　第　　号

（2）認定年月日　　年　月　日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

（3）認定に係るマンションの位置

#### 2. 改善の措置の内容

#### 4. 改善の期限

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式9（第12条関係）

大阪市指令都整住第 号  
年 月 日

様

大阪市長

認定管理計画の認定取消通知書

次の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の20第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

3. 認定に係るマンションの位置

4. 理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。